

町長議案提案説明

町長 平成22年第2回臨時町議会をお願いしましたところ、ご参集いただきまして有難うございます。提案理由説明に先立ちまして、緊急の課題1件だけご相談と言いますか、申し上げたいと思います。鬼ヶ岩屋温泉の件でございます。泉質不足による問題、その対応、方策について、いわゆる温泉法によりまして温泉の表示ができなくなります。これはご存知かと思いますが、18年前に町営として開設し、3年半前でしたか指定管理方式によりまして株式会社エモーションの経営努力が成されておりましたけれども、温泉法に則りますと表示ができなくなったということで、取り合えず、看板の撤去等々の他、今後の在り方についてご相談、ご協議いただかなければならないということ。緊急の課題として略記いたしております。町民に親しまれ、また、町内外の皆さんからも利用されておりました、本町としては数少ない看板施設でありましたが、自然現象でもありますので残念で仕方ありませんけれども、できるだけ負担の掛からない方策を模索しなければなりませんし、議会の皆さんのお知恵、ご意見を十分拝聴をして今後に備えたいと思います。それでは、本臨時町議会に提出の案件でございますが、報告が1件、議案2件でございます。この時期に議会を招集させていただきましたのは、12月の期末勤勉手当について、国の人事院勧告に基づきまして、本町についても改正を行なうためのものであります。期末手当の基準日が12月1日となっておりますので、これより以前に改正の必要があるということでございまして、ご参集をお願いいたしましたところでございます。報告第4号、専決処分した事項の承認。今回の専決処分につきましては、鬼ヶ岩屋温泉関係で条例改正1件、指定管理の変更について2件、一般会計補正予算1件の4件となっております。専決第5号、牟岐町健康管理センター鬼ヶ岩屋温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。鬼ヶ岩屋温泉が温泉法の改正により、温泉でなくなるため、牟岐町健康管理センター鬼ヶ岩屋温泉の名称を鬼ヶ岩屋温泉を削りまして、牟岐町健康管理センターにするものであります。専決第6号、牟岐町健康管理センター鬼ヶ岩屋温泉の指定管理の変更。エモーション株式会社と契約していましたが、鬼ヶ岩屋温泉の指定管理の期間を平成22年10月31日までに短縮するものであります。専決第7号、牟岐町健康管理センターの指定管理者の指定。新たに、エモーション株式会社を牟岐町健康管理センターの指定管理者とするものです。期間は、平成23年3月31日までの半年間です。専決第8号、平成22年度牟岐町一般会計補正予算。鬼ヶ岩屋温泉が温泉でなくなるため、入湯税の減額と看板の撤去費を計上しております。議案第61号、牟岐町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。国の人事院勧告に基づき、職員給与の改定を行うものです。職員の期末勤勉手当の支給率を年間4.15ヶ月から3.95ヶ月に0.2ヶ月分減額する条例案です。議案第62

号、徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称変更に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について。徳島県市町村総合事務組合を組織する板野東部青少年補導センター組合が板野東部青少年育成センター組合に名称変更したため、町での議決が必要となります。以上、提案説明を終わりますけども、詳細につきましては関係課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。失礼しました。